

（第1面）

産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書

2023年6月9日

（宛先）
越谷市長



報告者

住所 埼玉県越谷市南越谷1-16-12第一生命ビル2階

氏名 住友林業(株) 住宅・建築事業本部

埼玉東支店長 前田 和秀

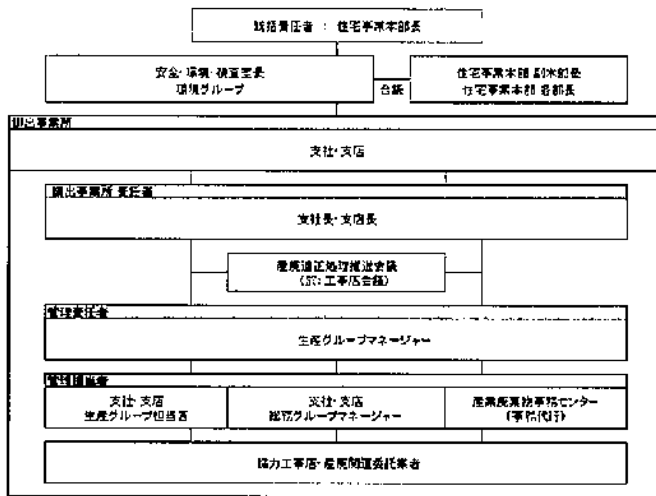
（電話番号 048-987-3382）

2023年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成（変更）したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	住友林業(株) 住宅・建築事業本部 埼玉東支店
事業場の所在地	埼玉県越谷市南越谷1-16-12第一生命ビル2階
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日
変更の概要	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	065木造建築工事業
② 事業の規模	売上高（連結） 1,669,707百万円(2022/12期)
③ 従業員数	住友林業(株)5,733名(2023/4) (埼玉東支店59名)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙I 処理フローの通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 2022年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排 出 量	別紙2のとおり	
	(これまでに実施した取組) ・基礎鉄筋のユニット化 ・内装材、外装材のプレカット化 ・配線・配管工事の工場加工化 ・梱包材、養生材の簡素化		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排 出 量	別紙2のとおり	
	(今後実施する予定の取組) ・新築系の廃棄物については、資材のプレカット化、端材の再資源化等、3R化を推進する。 ・解体の廃棄物については、解体工事による分別を、より徹底的に行うことで、混合廃棄物を最小限に抑える。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築工事では、現場にて11品目の分別を指導している。 ・解体工事においても、現場での分別を推進している。
-----	--

②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築工事では、現場の全職方に分別の徹底を指導する。 ・解体工事でも、現場での分別を徹底し、混合廃棄物を最小源にする。
-----	---

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t

	(今後実施する予定の取組)
--	---------------

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2022年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	別紙2のとおり	
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2のとおり	
	再生利用業者への処理委託量	別紙2のとおり	
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙2のとおり	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙2のとおり	

	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>新規中間処理委託業者との契約に当たっては、厳正な審査により締結しており、契約した処理工場には年に1回の施設確認(踏査)を実施している。</p>
--	---

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	別紙2のとおり	
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2のとおり	
	再生利用業者への処理委託量	別紙2のとおり	
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙2のとおり	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙2のとおり	
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の契約済処分場の現地踏査を、年に1～2回継続実施する。 ・新規の採用においては、優良認定処理業者や再生利用業者の採用を推進するが、処理委託する業者で、未取得業者には取得推進を促す。 		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

産業廃棄物処理フロー

新築工事現場・解体工事現場

